

立入検査及びその結果の解説

令和7年7月18日

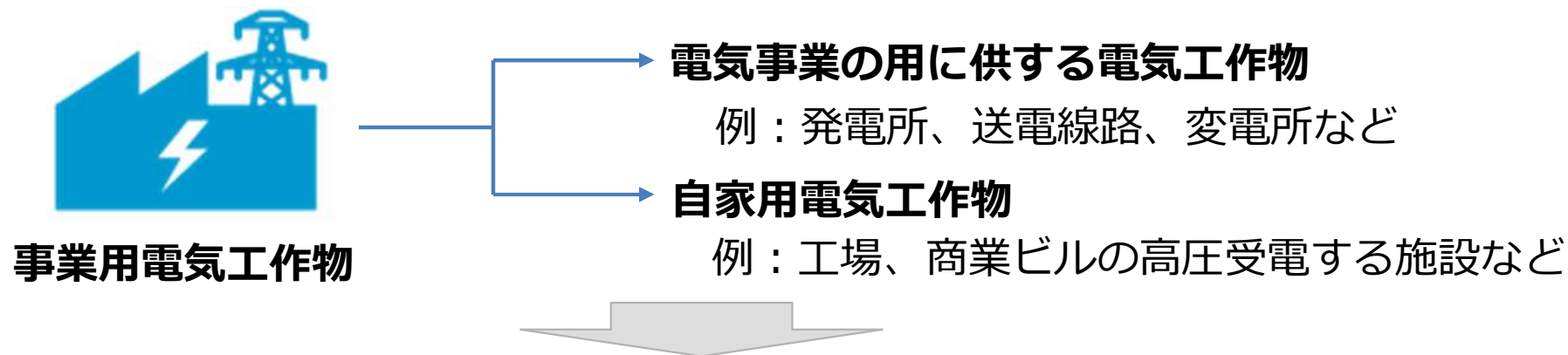
九州産業保安監督部 電力安全課

本日のトピック

1. 電気事業法における設置者の義務
2. 立入検査の目的・検査内容
3. 令和6年度立入検査実施件数
4. 令和6年度立入検査の実施結果
5. 監督部からのお願い
6. まとめ

1. 電気事業法における設置者の義務

事業用電気工作物については、当該電気工作物を設置する者（「設置者」という。）の自己責任を原則としつつ、自主保安体制の確保を求めている



設置者の義務

技術基準への適合維持義務（法第39条）

保安規程の制定・遵守義務（法第42条）

主任技術者の選任義務（法第43条）

2. 立入検査の目的・検査内容

設置者における自主保安体制が十分機能していることを確認することが目的

【検査内容】

- 技術基準への適合状況
- 保安規程の確認及び遵守状況、主任技術者の職務遂行状況
- 電気事業法関連法令に基づく手続き状況

【実施方法】

- 責任者、主任技術者等からのヒアリング
- 書類確認
 - ・ 保安規程
 - ・ 巡視、点検記録
 - ・ 設備台帳 等
- 電気工作物の確認



法令に適合しない事項が認められた場合

検査官と設置者間で確認書を作成

確認した事項に対する改善策を検討

改善報告書又は改善計画書を提出

3. 令和6年度立入検査実施件数

2.1 事業場（需要設備）で立入検査を実施

主任技術者形態		事業場の規模				計
		選任	外部委託	兼任	その他	
低 圧		0	0	0	0	0
高 圧	50kW未満	0	3	0	0	3
	50kW - 99kW	0	3	0	0	3
	100kW - 199kW	0	6	0	0	6
	200kW - 299kW	0	1	0	0	1
	300kW - 499kW	0	7	0	0	7
	500kW - 999kW	0	1	0	0	1
1000kW以上		0	0	0	0	0
特別高圧		0	—	—	0	0
計		0	21	0	0	21

規模・主任技術者選任形態別実施件数

4. 令和6年度立入検査実施結果（確認事項）

設備関係

キュービクル	1	外板が腐食し開孔
接地線の不良	6	構内1号柱の接地線保護カバー無 1 PAS・避雷器等との接続不良 3 接地抵抗値の不良 2
絶縁抵抗値の不良	1	一部低圧回路
電線の離隔不足	1	低圧架空電線と造営材
絶縁監視装置の不備	1	一部低圧回路
低濃度PCB機器疑い	1	変圧器

保安体制

主任技術者の未選任	1	波及事故が発生
保安規程の整備不備	1	点検頻度の別表なし
保安規程に基づく点検未実施	1	記録が確認できない
年次点検の一部未実施	2	非常用発電機、継電器
サイバーセキュリティ対策	5	注意喚起

5. 監督部からのお願い

設備の経年対策

- ✓ 点検記録の傾向やメーカー推奨の更新推奨時期を踏まえ、計画的な設備更新を検討してください。
(特にPASや引き込み込ケーブル)
- ✓ 点検記録等で技術基準に抵触する事項が確認された場合は、設備改修・更新等により速やかな対応を検討してください。
- ✓ 絶縁不良の低圧回路は使用停止するなど対策し、早急に改修してください。

更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリートメント現象に係る注意喚起
(経済産業省 令和3年6月16日)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231201-1.html

5. 監督部からのお願い

感電事故防止

- ✓ 運転又は操作に関することは、保安規程に定める必要があります。
- ✓ 機器の操作手順書等を定め、取扱者以外が勝手に操作することのないよう対策してください。
- ✓ 電気工事に限らず、事業場で工事等を実施する前には、必ず設置者自身が電気主任技術者に連絡するか、工事業者に対して電気主任技術者に連絡を入れるよう依頼してください。

感電死傷事故に関する注意喚起（経済産業省 令和7年6月12日）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/06/20250612.html

5. 監督部からのお願い

保安規程は適切に整備・管理してください

- ✓ 設備更新や組織改編の際など、定期的に見直ししてください。
(保安管理体制、点検基準表、操作手順書、構内図、単線結線図ほか)
- ✓ 点検記録は適切に保管し、設備更新の検討に活用してください。
- ✓ 保安管理業務を外部委託している事業場では、設置者が点検結果を確認し、設備の状況を認識してください。

6. まとめ

まずは、自己点検をしましょう！

- 前述の確認した事例について、是正又は改善すべき点等があれば、ご対応をお願いします。

日頃からのコミュニケーションが重要です！

- 設備更新や年次点検の着実な実施を円滑に進めるためには、普段から設置者・関係者と密にコミュニケーションをとっていただき、①なぜ必要なのか、②当該措置を取らなかった場合どのような影響が生じるのかなど、その重要性を理解していただくことが重要です。



関係法令等を遵守し、事故の撲滅を目指しましょう！！

お問い合わせ先

経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課

TEL 092-482-5521～5522

FAX 092-482-5973

E-mail bzl-jikayou-kyushu@meti.go.jp

ホームページアドレス

<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/>